

## 奈良市監査委員告示第 21 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 7 年 12 月 25 日

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 寺 川 拓  
同 植 村 佳 史  
同 柳 田 昌 孝

奈 監 第 91 号  
令和 7 年 12 月 25 日

奈 良 市 長 仲川 元庸 様  
奈良市議会議長 大西 淳文 様  
奈良市教育長 北谷 雅人 様  
奈良市農業委員会長 翼 一孝 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一  
同 寺 川 拓  
同 植 村 佳 史  
同 柳 田 昌 孝

### 定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

なお、監査対象については、令和 6 年度の財務を対象としたので旧年度の組織名で表記しています。

#### 1 監査対象

環境部	まち美化推進課 土地改良清美事務所（奈良阪処分地管理事務所を含む。） 環境政策課
都市整備部	都市政策課 交通バリアフリー推進課 公園緑地課
建設部 (企業局)	土木管理課（地籍調査室を含む。） 建築デザイン課
経営部	経営企画課 お客様センター準備課
事業部	送配水管理センター（東部再整備室、水質管理室を含む。）

(教育委員会)

教育部

中学校 都祁 富雄第三  
小学校 都跡 辰市 明治 青和 富雄第三 都祁

農業委員会事務局

## 2 監査期間

令和7年10月7日から同年12月24日まで

## 3 監査方法

令和6年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和7年5月末日現在（一部は同年3月末日現在）の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施しました。

## 4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

また、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

環境部

土地改良清美事務所（奈良阪処分地管理事務所を含む。）

### 【指摘】

長期継続契約で締結されている奈良阪処分地管理事務所警備委託において、契約書に「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨の記載がなかった。

長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できる例外的な契約方法であり、契約書に前述の条文を明記することが必須条件とされている。

適正な契約事務を行われたい。

### 【指摘】

備品の管理状況について、備品台帳と所管課作成の車両一覧を照合したところ、油圧ショベル等が備品台帳から削除処理されていなかった。

備品については、台帳の更新処理が適切に行われていないと、管理がおろそ

かになり、資産の有効な活用ができなくなるリスクがある。

このことから、備品台帳への登録や削除の漏れがないよう留意し、定期的に台帳と現物の照合を行うなど、適切に備品管理を行わみたい。

### 【意見】

環境清美工場で焼却されたごみの焼却灰を埋立処分するため、南部土地改良清美事業一般廃棄物最終処分場を設け、借地によりその用地を確保している。

現在の借地料の算定根拠について所管課に説明を求めたが、借地料単価の決定に係る資料がなく、明確な回答が得られなかつた。

他課も含め、今後市において新たに借地する場合は、借地料の算定根拠となる借地料単価の資料等を記録として残し、適切に保存するなど説明責任を果たされたい。

環境政策課

### 【指摘】

J R 帯解駅前自転車駐車場敷地における無線基地局の新規設置に係る行政財産の目的外使用について、無線基地局本体に対する行政財産使用許可及び使用料の徴収は適正に行われていたものの、設置工事期間中については手続が行われていなかつた。

工事のための一時的な使用であっても、奈良市公有財産規則（昭和 49 年奈良市規則第 29 号）第 21 条及び奈良市行政財産使用料条例（昭和 49 年奈良市条例第 19 号）第 3 条の規定に基づき、行政財産使用許可及び使用料の徴収が必要となる。

関連例規に基づき、適正に事務手続を行わみたい。

建設部

土木管理課（地籍調査室を含む。）

### 【指摘】

奈良市道路台帳補正等業務委託において、一般競争入札によって受託業者を選定しており、入札公告には「入札者が 1 人であるときは、入札は成立しないものとする。」との条件が付されていたが、入札者が 1 人であるにもかかわらず、当該入札を有効として落札者と契約を締結していた。

これは、所管課において、入札公告に上記の条件が付されていることの認識がなかつたことによるものであった。

入札における公平性、競争性を担保するため、入札公告の条件に基づき適正な入札事務を行わみたい。

### 【指摘】

奈良市道路台帳補正等業務委託において、官民境界明示データ整備に伴い、個人情報を含む資料を委託業者に貸与していたが、委託契約書の個人情報取扱特記事項に規定されている、作業場所に関する報告書及び個人情報消去・廃棄報告書等が提出されていなかった。

言うまでもなく個人情報は適切に管理する必要があり、情報漏えいによる重大なリスクも考えられることから、同特記事項に基づき適正な契約事務を行わ  
れたい。

### 建築デザイン課

### 【指摘】

一条中高一貫校校舎改築その他工事に伴う工事監理業務委託において、受注者の責に帰すべき事由により契約解除となつたことに伴う違約金が、既履行部分の委託料から差し引かれており、この会計処理について、違約金相当額に係る収入及び支出の手続が行われておらず、差し引き結果の支出手続のみとなつ  
ていた。

このことについては、本件が私法上の債権債務であるため、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 505 条の規定により相殺自体は可能であるものの、地方自治法第 210 条に規定されている総計予算主義の原則により、「一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入」することとされており、会計処理上は、違約金及び委託料について、それぞれ収入され、支出があつたものとして経理する必要があつた。

予算執行の全体像を明瞭にすることにより、収入及び支出の実態が把握できるよう、総計予算主義の原則に基づいて、適正な会計処理を行わ  
れたい。

(企業局)

経営部

経営企画課

### 【指摘】

第 3 回ウォーターPPP 分科会等の出張において、復命書が作成されていなか  
つた。

職員が出張した場合には、奈良市企業局職員就業規則（昭和 33 年奈良市水道局管理規程第 6 号）第 35 条の規定に基づき、その内容や成果を記録する復命書を作成する必要がある。

公費が適切に支出されていることを証するため、また、記録を残し事後の説明責任を果たすため、同規則に基づき適切に復命書を作成されたい。

## お客様センター準備課

### 【指摘】

長期継続契約で締結されている情報通信回線サービスの利用に関する契約において、契約書に「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨の記載がなかった。

長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できる例外的な契約方法であり、契約書に前述の条文を明記することが必須条件とされている。

適正な契約事務を行われたい。

## 事業部

送配水管理センター（東部再整備室、水質管理室を含む。）

### 【指摘】

長期継続契約で締結されている須川ダム放流警報局設置用地借地料及び木津～緑ヶ丘口径 600 粕送水管路用地借地料において、契約書に「翌年度以降において予算が減額又は削除されたときは、本契約を変更又は解除することができる」旨の記載がなかった。

長期継続契約は、債務負担行為の設定を行うことなく翌年度以降にわたり契約を締結できる例外的な契約方法であり、契約書に前述の条文を明記することが必須条件とされている。

適正な契約事務を行われたい。

### 【意見】

木津浄水場排水処理所汚泥ホッパ更新工事において、事後審査型一般競争入札により業者選定が行われており、第一順位の落札候補者が事後審査を辞退していた。その際に入札所管課は、辞退届の提出は受けていたものの、辞退理由については詳細な確認を行っていなかった。このことは、奈良市企業局建設工事等事後審査型一般競争入札実施要領（平成 30 年 4 月 1 日施行）第 10 条第 2 項に、「正当な理由がなく事後審査に係る必要書類の提出がない場合は、奈良市企業局建設工事等入札参加者入札参加停止措置要領に基づき、入札参加停止の措置を行うものとする。」との規定があるが、辞退届の提出をもって必要書類の提出があったものとみなし、辞退理由の正当性については問わない運用となっていることによるものであった。

正当な理由を確認せずに辞退を認めてしまうと、参加資格を持たない不誠実な業者が入札に参加するなど、入札の公正性が確保できなくなるおそれがある。

このため、事後審査の辞退があった場合には、辞退理由がやむを得ない理由によるものかを確認した上で、正当な理由が認められない場合には、入札参加

停止措置を行うなど、制度運用の見直しを検討されたい。

(教育委員会)

教育部

富雄第三中学校 辰市小学校 明治小学校

**【指摘】**

備品管理状況について台帳と現物を照合したところ、グランドピアノが備品台帳へ登録処理されていなかった。

備品については、台帳の更新処理が適切に行われていないと、管理がおろそかになり、資産の有効な活用ができなくなるリスクがある。

このことから、備品台帳への登録や削除の漏れがないよう留意し、定期的に台帳と現物の照合を行うなど、適切に備品管理を行われたい。